

見附市総合体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第25号

見附市総合体育施設条例の一部を改正する条例

見附市総合体育施設条例（昭和50年見附市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「公職選挙法」の次に「（昭和25年法律第100号）」を加える。

別表3（2）個人使用の表総合体育館トレーニング室の部定期券による使用の款を次のように改める。

定期券による使用	大人	1人につき3月	3,000円
		1人につき6月	5,000円
		1人につき1年	9,000円
	高齢者・高校生	1人につき3月	1,500円
		1人につき6月	2,500円
		1人につき1年	4,500円

別表3（2）個人使用の表備考第1号中「、身体障害者手帳等」を「及びこれら手帳」に、「身体障害者等」を「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 総合体育館トレーニング室の使用について、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及びこれら手帳の交付を受けた者に付き添う者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者1人につき1人とする。）は、金額を半額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。